

## 審理員候補者名簿

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

審理員となるべき者
企画総務部法制監察課長又は副課長

※ 上記の者が審理員となり難い場合は、法制監察課の他の職員又は企画総務部の他の課室長若しくは副課長の職にある職員とする。